

議員提出議案第 1 号

地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の知事の専決事項
の指定の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により
提出します。

令和6年7月5日提出

提出者 熊本県議会議員

藤川隆夫

西 聖一

城下広作

吉永和世
坂田孝志

熊本県議会議長 山口 裕 様

地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の知事の専決事項の指定の一部改正について

地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の知事の専決事項の指定（昭和26年10月1日議決）の一部を次のように改正する。

第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を得た契約を変更する契約であつて、契約金額の増減額が5,000万円以下のもの（当該変更後の契約金額と当該変更前の契約で最後に議決を得たものに係る契約金額との差額が5,000万円を超えることとなるものを除く。）及び工期又は納期の延長が2月以内のもの（工期の満了する日又は納期の日の属する年度を変更することとなるものを除く。）の締結

（提案理由）

工事又は製造の請負の円滑な執行を図るため、地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の知事の専決事項の指定の一部を改正する必要がある。

これが、この指定の一部改正案を提出する理由である。